



## ◆～住宅ローンの取次店になります～

7月26日に事務所を引っ越ししてから、3か月が経過しました。

暑かった時期。引っ越し後の荷物の片付けは、想像以上に大変で、特に、マンション暮らしの私には、階段の上り下りだけで体力を消費していました。

また、「水道の蛇口をひねる」「電気のスイッチをONにする」など、そんな些細な行動でも、考えないと身体が動かない…というのはストレスで、日常生活の中で、いかに無意識に行動しているか、ということを実感しました。やっと新しい環境に慣れたところです。

事務所の前を通られる方に、少しでも親しみを持っていただけのようにと、店頭ボードを置きました。こまめにネタを更新する、予定です。



最近の出来事としては、住宅ローン「フラット35」の中で、「株式会社ハウス・デポ・パートナーズ」の取次店になりました。

住宅を購入する時の抵当権設定登記に、住宅ローンを完済した時の抹消登記。返済が難しくなった時の自己破産や個人再生の手続きなど、司法書士ほど、日頃いろんな角度から住宅ローンに接している職業はありません。

それに加えて、私の事務所では、「借り換えのメリットを計算して欲しい」といったFPとしてのお仕事もあります。

司法書士の日常に、FPの立場や視点を融合させて、皆様のお役に立てる機会を増やすことができれば、と考えております。



司法書士 吉田浩章

### 本号のトピックス

- はじめに～「住宅ローンの取次店になります」～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「生命保険金も相続財産に含まれる？」
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－カーシェアリング
- Q&A遺産分割「お嫁さんが相続人になる場合…」
- 4コマまんが「ダイエット効果？」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



## ◆栗野の「3万円から始める」優待生活

こんにちは、事務の栗野です。今回は、「イオン」の株を紹介します☆株主になるとオーナーズカード2枚（本人用とファミリー用）が発行され、買い物時の提示で、キャッシュバックが受けられます。保有株100株以上で3%、500株以上で4%etc...の還元☆



他に、「イオンラウンジ」という会員専用のスペースでお茶（コーヒー、紅茶、ジュースなど）を無料でいただけます♪カード提示で、ガラスの小皿に入ったお菓子を受け取り、ドリンクバー的場所から好きな飲み物を選んで、30分程度ゆっくりできます～♡

平成26年11月6日の現在の株価は1単元の100株で、109,600円。配当は今年の実績で2,800円/年、配当利回りは約2.5%です。

栗野 恵

【優待メモ】イオン株（東証1部上場）。権利確定月は2月と8月です。

## ◆法律コラム－「生命保険金も相続財産に含まれる？」

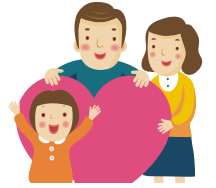
生命保険で受け取る死亡保険金は、「受取人固有の財産」であり、「遺産分割の対象にならない」というのは、広く知られた知識です。

しかし、平成16年10月29日の最高裁決定で、他の相続人との不公平が到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき『特段の事情』がある場合には、特別受益に準じて、相続財産に持ち戻して相続分を計算すべき、と判断されました。

『特段の事情』の判断に際しては、「保険金の額、保険金の遺産総額に対する比率、同居の有無、介護等に対する貢献度合い」などを総合考慮して判断すべきである、としています。

その後の平成18年の名古屋高裁決定では、「保険金の遺産総額に占める割合が61%で、婚姻期間が3年5か月」であった事例で、持ち戻しの対象になる、とされました。

持ち戻しの対象となると、受取人が受け取った死亡保険金も遺産総額に含めて、遺産分割の話し合いをすることになります。



相続人の一部を受取人として、高額な生命保険を契約される場合には、平成16年の最高裁決定の趣旨も頭に置いておかれることをお勧めします。

## ◆山下の「楽しいボランティア」

こんにちは、司法書士の山下です。ようやく寒さを感じるようになりましたね。昨日、こたつを出しました。夕食の片付け後、こたつでぼんやり読書するひとときが大好きです。甘酒かしょうが湯をすすりながら・・・さて、今度、ボランティアをしている地区の「熟年者の集い」で高齢者の方にシルバー川柳を楽しんでもらうことになり、おもしろい作品を探していましたら、  
「誕生日 ローソク吹いて立ちくらみ」  
「手をつなぐ 昔はデート 今介護」  
「耳遠く オレオレ詐欺も困り果て」  
など、思わず笑ってしまう作品がネット上にたくさんありました。思春期の息子を持つ私は、「手をつなぐ 昔せがまれ 今追っ払われ」の子育て卒業期の段階ですが、イケメン介護士と手をつなぐ人生の段階に思いを馳せてみたりしています。秋の夜長に・・・  
山下千恵子



## ◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

こんにちは、司法書士の岸野です。9月末に、初キャンプに行きました。場所は鈴鹿サーキットのキャンプ場です。初心者なので、テントもタープも設置済み、バーベキューセット、キャンプ用品もすべて付いているプランにし、食材だけを持って行きました。おまけに鈴鹿サーキットホテルのお風呂の入浴券もついていました。本当のキャンプには程遠いですが、子供達は、虫捕り、キャッチボールをした後、バーベキューして、お風呂に入って、夜空を見上げて、テントの中でトランプして、寝袋に入ってゴロゴロして・・・いつの間にか寝てしまいました。テントは意外と快適なものですね～。翌日は、朝一から鈴鹿サーキットの遊園地へ。ここは乗り物がいっぱいあるので、特に男子にはお勧めの遊園地です。  
岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所（JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く）

TEL072-254-5755

E-mail yoshida-houmu@nifty.com



## ◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

お盆休みには、愛知県の日間賀島に行ってきました。知多半島の南端、師崎から高速船で10分程の距離にある離島です。

離島のゆったりとした時間の流れは、日頃の慌ただしさを忘れさせてもらえます。船で渡る、非日常感も好きです。



宿泊に選んだのは「島別荘悠月」。まだオープンして3年の新しい宿で、「大人の隠れ宿」というコンセプトのとおり、5部屋しかありません。

高台から、遠くの海まで眺められる立地と、「タコの湯がき」「カマスの塩焼き」など、余分な手を加えず、素材の良さを生かした豪華な料理も、ポイントが高かったです。

### 【日間賀島へのアクセス】

堺市からは、名阪国道か新名神高速経由で、伊勢湾岸自動車道に。大府ICから知多半島道路を南下します。行き帰りとも渋滞があり、行きは6時間弱。帰りは5時間ほどかかりました。



## ◆マメ知識—カーシェアリング

自動車の購入には、車両本体代金その他、駐車場やガソリン代、自動車税、自動車保険料などの維持費も必要になり、結構な費用がかかります。

そこで、手軽に自動車を利用できるシステム、カーシェアリング(タイムズカープラス)を紹介します。

費用は、入会時にカード発行料1,550円。家族プラン(月額基本料1,030円)だと1人分の月額基本料で、ご家族全員が利用できます。利用料金は、ベーシックで15分206円、6時間パックだと4,020円です。

PCやスマホで予約し、カードをかざせばすぐに乗れ、ガソリンが足りなくなれば、車内に置いてある給油カードを使用すればOK。ガソリン代は料金に含まれているので、追加料金はかかりません。近くにステーションがあれば便利なシステムではないでしょうか。



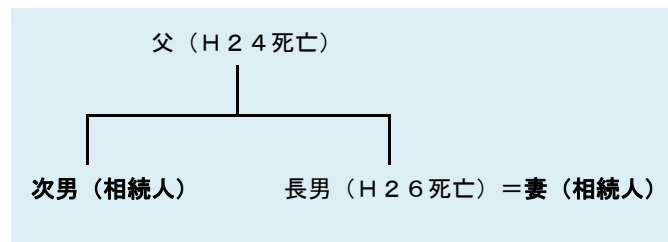
## ◆Q & A 遺産分割 お嫁さんが相続人になる場合…

Q:「父」が2年前に亡くなり、先月長男にあたる「兄」も亡くなりました。自宅は、次男である「私」と「父」の共有名義だったため、「私」名義に相続登記しようとしたが、「兄の嫁」の印鑑も必要だと言われて、納得ができません。

「父」とは血がつながっていないので、「兄の嫁」は父の相続に関係ないのではないのでしょうか。



A:お父様の相続手続きが終わらないうちに、お兄様の相続もはじまっています。



お兄様の奥様は、お兄様の「お父様の相続人」としての立場も相続しているため、お父様の相続手続きに、お嫁様の印鑑も必要となります。

### ポイント

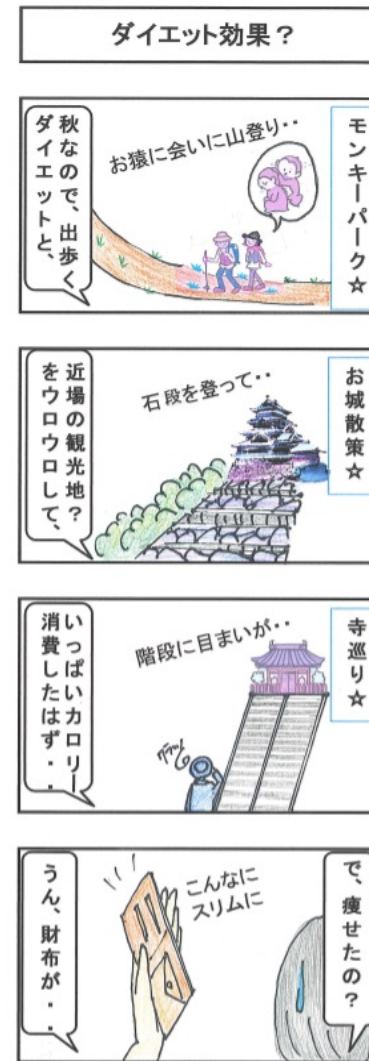
お父様の相続人は、元々、長男様と次男様のお二人ですので、お二人の合意があれば、次男様への名義変更が可能でした。

しかし、お父様の相続手続きをされる前に、長男様も亡くなられたことから、相続関係が少し複雑になっています。

感情的には、「お嫁さんは他人ではないか」となることも考えられますが、亡くなられる順番によっては、元々は他人だったお嫁さんが相続人になることもある、という例です。

日頃の付き合いが良好であれば別ですが、関係が遠くなると、話し合いが難しくなることも考えられます。

お父様の相続手続きは、お父様が亡くなられた時に解決しておきましょう。



## ◆「仕事にも生かせる」おススメ本

「お金持ちになれる黄金の羽根の拾い方 2015」(橋玲著)



「30万部を超えるベストセラーになった」という、平成14年出版の原著の改訂版。

本書での『黄金の羽根』とは、「制度の歪みから構造的に発生する幸運」と定義されています。

サッカーのワールドカップのチケット問題から、税金、資産運用、企業の人件費、ギャンブル、不動産購入に生命保険に医療保険、国民年金と厚生年金、法人成りの話など、ごくごく身近な話がテーマ。

そんな中でも、一般的に広く知られた話より、「知らないとメリットを受けられない」「気付いていない人が多い」裏技的な知識も盛り込まれています。

「構造的な歪みはいつか必ず顕在化する」とも書かれていますが、原著の出版から12年が経っても、国の仕組みは大きく変わってはいないことも分かります。吉田浩章



## ◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号  
司法書士吉田法務事務所  
代表者 司法書士吉田浩章  
TEL 072-254-5755  
http://www.office-yoshida.net



### ★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
  - ・不動産の登記(売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等)
  - ・会社の登記(会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等)
  - ・個人の債務整理(自己破産、個人再生、任意整理等)
  - ・家庭裁判所への提出書類作成(成年後見、相続放棄等)
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間: 平日9時~18時(事前予約制。時間外の対応も可)

【編集後記】 今回の第8号で、ニュースレター発行からちょうど2周年になります♪

同じメンバーで、ネタ切れになることもなく続いていることがうれしいです~

今後も続けてまいりますので、ご拝読よろしくお祈りします。( ^人^ ) (栗野)

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様や、セミナーでお会いした方にお送りしています。今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール(yoshida-houmu@nifty.com)かお電話にてお知らせ下さい。

